

## 施設の整備・運営に関する基本的条件について

要求水準書等の事業者募集図書について、廃棄物処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を基に作成するが、施設規模、事業全体スケジュール及び焼却主灰の資源化について以下のとおり変更する。

## 1. 施設規模

## 1.1 計画年間ごみ処理量

## 1.1.1 西尾市の計画年間ごみ処理量

西尾市の計画年間ごみ処理量を表 1 に示す。なお、基本計画で整理した計画年間ごみ処理量に対して、以下に示す新たな減量化施策による影響を見込んでいる。

- ① 製品プラスチック 169 t /年
- ② 木くず 747 t /年

表 1 計画年間ごみ処理量の整理

項目	単位	処理対象物量	
		基本計画	変更後
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	t/年	52,960	52,013
リサイクル施設及び廃プラスチック減容処理施設処理残渣	t/年	855	886
浄化汚泥量	t/年	1,232	1,232
合計	t/年	55,047	54,131

## 1.1.2 岡崎市及び幸田町の計画年間ごみ処理量

岡崎市及び幸田町の計画年間ごみ処理量については、岡崎市及び幸田町において広域ごみ処理施設に搬入するごみ量を整理しており、改めて岡崎市及び幸田町に確認した結果、岡崎市は 12,000 t /年、幸田町は 3,981 t /年としている。

## 1.1.3 広域ごみ処理施設の計画年間ごみ処理量

1.1.1 及び 1.1.2 より、通常時の広域ごみ処理施設の計画年間ごみ処理量を表 2 に示す。

表 2 通常時の広域ごみ処理施設における計画年間ごみ処理量

項目	令和 12 年度	
	基本計画	変更後
西尾市の計画年間ごみ処理量	55,047 t /年	54,131 t /年
岡崎市の計画年間ごみ処理量	12,000 t /年	12,000 t /年
幸田町の計画年間ごみ処理量	4,077 t /年	3,981 t /年
合計	71,124 t /年	70,112 t /年

## 1.2 災害廃棄物の受入れ

災害廃棄物量は、基本計画と同様に施設規模に対して 1 割を見込む。

### 1.3 広域ごみ処理施設の施設規模

#### 1.3.1 計画年間ごみ処理量

広域ごみ処理施設の計画年間ごみ処理量を表3に示す。前述のとおり災害廃棄物量は通常時の計画年間ごみ処理量の1割とし、計画年間ごみ処理量は77,123 t/年と設定する。

表3 計画年間ごみ処理量の整理

項目	令和12年度	
	基本計画	変更後
計画年間ごみ処理量	78,236 t/年	77,123 t/年
通常時の計画年間ごみ処理量	71,124 t/年	70,112 t/年
災害廃棄物量（通常時の計画年間ごみ処理量の10%）	7,112 t/年	7,011 t/年

#### 1.3.2 従来算出式における施設規模

施設規模は、計画・設計要領に基づく図1に示す算定方法によると表4のとおり287 t/日となる。

<p><b>【施設規模の算定方法】</b></p> <p>施設規模＝計画年間日平均処理量（※1）÷実稼働率（※2）÷調整稼働率（※3）</p> <p>※1…計画年間日平均処理量＝計画目標年次年間平均処理量÷年間日数  <math>=77,123 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日/年} = 211.3 \text{ t/日}</math></p> <p>※2…実稼働率＝想定稼働日数÷年間日数  <math>=280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.767</math></p> <p>想定稼働日数：365日－85日（年間停止日数）＝280日          年間停止日数：補修整備期間30日＋補修点検期間15日×2回＋全停止期間7日＋起動に要する日数3日×3回＋停止に要する日数3日×3回＝85日</p> <p>※3…調整稼働率：(365日－14日)÷365日＝0.96          （突然の故障の修理や、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数）</p>
--

図1 施設規模の算定方法

表4 計画年間ごみ処理量及び施設規模

項目	広域ごみ処理施設	
	基本計画	変更後
計画年間ごみ処理量	78,236 t/年	77,123 t/年
計画年間日平均ごみ処理量（＝計画ごみ処理量/365日）	214.3 t/日	211.3 t/日
実稼働率	0.767	0.767
調整稼働率	0.96	0.96
施設規模※（＝計画年間日平均ごみ処理量/実稼働率/調整稼働率）	292 t/日	287 t/日

※施設規模は小数点以下切り上げの数値

### 1.3.3 国からの通知（暫定式）

環境省より、令和5年9月7日付けで「一般廃棄物処理施設の整備時期の調整の実施及びその結果等の報告（要望額調査の実施）について」（環循適発第2309071号）が通知され、暫定的に次の算定式が示された。暫定式では年間停止日数が85日から75日に減少し、さらに調整稼働率を考慮しない算出式となっている。近年はごみ処理方式によらず、年間停止日数が75日以下である施設が多く存在するため、暫定式による施設規模設定は妥当性があると考える。

このことを踏まえ、施設規模を検証する。

#### 【暫定式】

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率}$$

※従来の年間停止日数は85日であったが75日を上限に変更

$$\Rightarrow \text{実稼働率} = 290 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.795$$

※調整稼働率(0.96)は年間停止日数に含めることに変更

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率}$$

$$= 211.3 \text{ t/日} \div 0.795$$

$$= 265.8 \text{ t/日} \Rightarrow 266 \text{ t/日}$$

### 1.4 まとめ

表5に示すとおり、暫定式によって算出した施設規模は基本計画において想定していた施設規模292t/日よりも減少した。この理由としては、基本計画において算出していた計画年間ごみ処理量が、製品プラスチック及び木くずの資源化等における減量化施策を見込んだことにより減少したこと、暫定式は従来の算出式よりも想定される停止日数が少ないことが挙げられる。

表5 広域ごみ処理施設における施設規模

項目	基本計画	変更後
設定した施設規模	292 t/日	266 t/日

## 2. 事業全体スケジュール

基本計画における広域ごみ処理施設供用開始予定は令和12年10月であるが、事業者選定期間3か月分の前倒しを反映し、令和12年7月供用開始を目指す。

なお、入札公告から事業契約締結までの期間が12か月となるが、他自治体での実績でも12か月での実施は多数あるため、問題ないとする。

表6 事業全体スケジュール

項目		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期								
事業者選定	基本計画																
	変更後																
広域ごみ処理施設設計・施工	基本計画																
	変更後																
広域ごみ処理施設供用開始	基本計画																
	変更後																

## 3. 焼却主灰の資源化

岡崎市中央クリーンセンターでは、現状岡崎市八帖クリーンセンターから排出される焼却主灰を溶融処理している。広域ごみ処理施設は岡崎西尾ブロックにおける広域処理を担う施設として、岡崎市八帖クリーンセンターと西尾市クリーンセンターを統合する施設となることから、広域ごみ処理施設の処理方式によっては、排出される焼却主灰の一部を岡崎市中央クリーンセンターで溶融処理する提案を妨げるものではない。